

○山形大学医学部図書館運営委員会規程

平成21年9月15日

制定

改正 平成23年4月1日

平成27年5月19日

平成29年3月21日

平成29年3月21日

平成30年3月7日

令和2年3月19日

令和3年1月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部図書館規程第4条第2項の規定に基づき、山形大学医学部図書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 山形大学医学部図書館(以下「図書館」という。)の企画及び運営に関する事項
- (2) 学術情報の整備に関する事項
- (3) 図書館の規則の制定及び改廃に関する事項
- (4) 図書館の点検評価に関する事項
- (5) その他図書館に関する事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 医学部図書館長
- (2) 大学院医学系研究科に主担当教員として配置された教授 若干人
- (3) 事務部長

(委員の選出)

第4条 前条第2号に掲げる委員は、飯田キャンパス管理運営委員会の同意を得て、学部長が選出する。

(委員の任期)

第5条 第3条第2号に掲げる委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第3条第2号に掲げる委員は、再任することができる。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、第3条第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 運営委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の出席)

第8条 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を得て意見を求めることができる。

(議事録)

第9条 委員長は、運営委員会の議事録を作成しなければならない。

(事務)

第10条 運営委員会の事務は、学務課において遂行する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成21年9月15日から施行する。

2 山形大学附属図書館医学部分館図書委員会規程(昭和55年2月23日制定)は、廃止する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月19日)

この規程は、平成27年5月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月21日)

この規程は、平成29年3月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月21日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日)

この規程は、平成30年3月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月19日)

1 この規程は、令和2年3月19日から施行する。

2 この規程施行の際、現に第3条第2号に規定する委員である者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則(令和3年1月19日)

この規程は、令和3年1月19日から施行する。